各部長学術情報センター長殿各学群長

防衛大学校長

防衛大学校におけるファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について(通達)

改正 平成19年9月20日防大総第1208号 平成21年3月31日防大総第542号 平成28年3月31日防大総第427号 令和2年12月22日防大総第1831号 平成19年12月19日防大総第1544号 平成27年4月10日防大総第532号 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類:別紙「防衛大学校におけるファイル暗号化ソフトの維持・管理要領」

防衛大学校におけるファイル暗号化ソフトの維持・管理要領

ファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について(防運情第5156号。19.5. 22。以下「次官通達」という。)第4項に基づき、防衛大学校におけるファイル暗号 化ソフトの維持・管理要領を以下のとおり定める。

なお、本通達に記載なき事項については、次官通達によるものとする。

1 趣 旨

この要領は、次官通達に基づき、防衛大学校におけるファイル暗号化ソフトの維持・管理を適切に実施するために、必要な事項について定めるものである。

2 用語の定義

この通達において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 秘匿鍵情報を暗号化、暗号解除又は復号化するために必要な電子計算機情報をいう。
- (2) 暗号化証跡ファイル暗号化ソフトの記録情報をいう。
- (3) 保存媒体ファイル暗号化ソフト及びファイル暗号化ソフトに関連したソフトウェアが保存された可搬記憶媒体をいう。
- (4) 適用端末ファイル暗号化ソフトが導入されたパソコン及びその他の機器をいう。
- (5) 情報システム情報保証責任者防衛大学校の情報保証に関する達(平成19年防衛 大学校達第13号)第4条に規定する総合情報図書館長をいう。
- (6) 解除責任者次官通達第1項第4号工に規定する解除責任者とは、各課長、理工学研究科長、総合安全保障研究科長、総括首席指導教官、先端学術推進機構事務室長、総合情報図書館事務長、学術情報官、各教育室長、各学科長及び各首席指導教官をいう。

3 秘匿鍵の管理

情報システム情報保証責任者は、秘匿鍵について関係する職員以外に容易に推測または知られないように適切に設定及び更新をしなければならない。

4 保存媒体の取扱い

情報システム情報保証責任者は、保存媒体をかぎのかかる容器に保管するものとする。

5 ファイル暗号化ソフトの管理等

- (1) 情報システム情報保証責任者は、適用端末に別記様式による表示をするものとする。
- (2) 情報システム情報保証責任者は、必要に応じて暗号化証跡の内容を確認するものとする。その際、解除責任者に対し収集された暗号化証跡の提出を求めるものとする。
- (3) 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第2条第9号に規定する業務用データ(以下「業務用データ」という。)について、秘匿措置を講ずることなく可搬記憶媒体に格納するために必要なファイル暗号化ソフトの設定及びファイル暗号化ソフトの機能の停止処置を行うものとする。
- (4) 解除責任者は、ファイル暗号化ソフトにおける次の各号に掲げる事項を適切に管理するものとする。

ア 利用者の登録(様式第1)

イ 暗号化証跡の収集

(5) 解除責任者は、不具合対処及び改修等について様式第2により情報システム情報 保証責任者に通報するものとする

6 暗号非常時の処置

解除責任者は、保存媒体及び適用端末の盗難、紛失などにより、暗号が関係する職員以外に容易に推測または知られる恐れのある場合は、ただちに情報システム情報保証責任者に通報するものとする。

7 解除責任者の補助者

解除責任者は、本通達の実施にあたって解除責任者の補助者を指定し、その業務を補助させることができる。

8 禁止事項

- (1) ファイル暗号化ソフトの未導入官品パソコン及び未対応可搬記憶媒体では、業務用データを取り扱ってはならない。
- (2) 適用端末を利用する職員は、電子メール等の通信内容の秘匿を目的として、ファイル暗号化ソフトを使用してはならない。
- (3) 解除責任者及び解除責任者の補助者は、機能の停止に必要な設定に係る情報を第三者に漏らしてはならない。

9 調整会議の構成員

次官通達第3項第2号に規定する調整会議の構成員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総務部総務課長又は同課員
- (2) 総合情報図書館事務長又は同事務室員

10 その他

この通達の実施に関し必要な事項は、総務部長又は総合情報図書館長が定める。

1 背景:赤

適用端末

2 文字: 黒

3 寸法:任意

ファイル暗号化ソフト利用者管理簿

解	除	責	任	者	名
適用	用端末の	の官品/	ペソコ		番号

利用者の登録

利用者(プ金数				
番号	利		登 録 日	解除日	備考
田 7	所 属	氏 名		77 197 1	

情報システム情報保証責任者 殿 (総合情報図書館長)

解除責任者	(所属、	氏名)	

ファイル暗号化ソフトの不具合対処及び改修等について(通知)

標記について、下表のとおり通知します。

1	区分	□不具合報告 □改修要望 □質問・相談				
2		氏 名				
	使用者	内線 メール				
3	状況					
(到	(現象またはエラーメッセージ内容、作業手順、発生頻度等)					
4	備考					